

平成31年第1回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成31年1月10日(木) 午後1時30分

2 閉会 平成31年1月10日(木) 午後2時41分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 なし

5 出席した農地利用最適化推進委員

17人

伊丹 良夫

犬飼 正己

難波 末雄

林 修司

林 斉

宮崎 昭雄

山上 勲

浅野 信之

小橋 武史

東 茂

渡邊 則文

植田 忠晴

黒瀬 昭夫

高上 忠義

阿部 英志

風早 克義

若林 勤

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 葛原 隆二

次長 前谷 学

主査 国橋 一輝

主事 藤木 あゆみ

7 議事録署名委員

1 番委員 2 番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画について（追加）

報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による農地等の利用状況の報告について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 5 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、改めまして、明けましておめでとうございます。

本年も、どうぞよろしくお願いいいたします。

私から、お願いがあります。皆様方の地域について農地利用最適化推進委員の方々と一緒になりより一層、取り組んでいただきたいということでもあります。私の住んでいる所は、旧昭和町になります。昭和28年に富山村、日美村、下倉村、水内村が合併しました。その後、昭和47年に総社市へ編入合併をいたしました。面積的には、総社市の3分の1を占めているのではないかと思っております。旧昭和町では、農業委員が1人と農地利用最適化推進委員の3人とで、地域の情報をしっかり把握していきたいと思っております。

現在、総社市では、農業委員15人、農地利用最適化推進委員18人ということで活動を行っております。地域の情報収集は大変だと思いますが、農地を守るために一生懸命取り組んでいただきたいと思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただ今より平成31年第1回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員15人、農地利用最適化推進委員の方には、17人の方へ出席をしていただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願ひします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、2番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

平成31年1月4日付けで、総社市長片岡聡一から、農用地利用集積計画について、農業委員会へ意見を求められたので、付議事件の最後に追加議案を1件提出いたします。

それでは、農地担当の秋山委員よりよろしくお願いいたします。

【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

本年もよろしくお願ひいたします。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号50番】

(農地担当)

それでは、2ページの50番、真壁及び西郡の件につきまして審議に入ります。

地元委員の説明をお願いしたいと思いますが、担当区域が分かれていますので、まず、5番委員からお願いをいたします。

(5番委員)

真壁の農地は、南北が水田に囲まれています。管理はされていますが、昨年の作付けはされていない状態でありました。農地として利用していただくのであれば問題はありません。

以上です。

(農地担当)

次に、14番委員から報告をお願いいたします。

(14番委員)

受け人と渡し人につきましては、親戚関係になります。渡し人の方につきましては、高齢で耕作できないということで、受け人の方へ譲り渡すものであります。

申請地の隣が受け人の農地になります。西郡の農地については、耕作はされていない状況であります。受け人につきましては、50年にわたり農業をされており、地元としては特に問題はないので、よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

農地利用最適化推進委員であります、阿部委員からお願いをいたします。

(阿部委員)

14番委員の報告のとおりであります。

先般、受け人の方とお会いしましたところ、トラクターを新しくしております。

問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

50番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、50番は許可されました。

【受付番号51番】

(農地担当)

続きまして、51番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

この件につきましては、特に問題はありません。

(農地担当)

地元の林委員から報告をお願いいたします。

(林修司委員)

この件につきまして、確認をしてみました。

持ち主の方は、県外の方で高齢のため農地を処分したいと要望があったそうであります。

今までは、受け人の近くの方が耕作をされておられましたが、売買の話になって申請人の●●さんが購入するという話になったそうです。

地元としては、受け人の方も営農をされており、引続き稲作ということで耕作していただけるのであれば、何ら問題ないと考えております。

以上であります。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

51番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、51番は許可されました。

【受付番号52番】

(農地担当)

続きまして、52番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、受け人は●●さんで、渡し人は、昨年にお父さんが亡くなって相続をした方です。

このことについて、話をさせていただきたいと思います。

受け人の●●さんは、7月の水害で被災された方です。申請人の方は、秦でお父さんとイチゴを作られています。今回の申請がされるまで、地元として知りませんでした。その中で、現地調査の写しが来ました。申請人へ電話をしたところ、記載されている電話番号が間違えておりました。電話をすると違う方がでられました。申請の代理人が、●●事務所になっていることから、その事務所へ電話をしました。代理人から申請者の父親の電話番号を教えてくださいましたので、その夜に電話をしました。繋がらなかった。次の朝に●●事務所へ電話をして、連絡が取れない旨を伝えて、私の携帯電話へ電話してもらおうようにしました。その後電話がありまして、12月25日に農地利用最適化推進委員の浅野委員と申請人の父親とで現地調査を行いました。調査項目について話をしていると、取得する土地には稲を植えることになっているのですかと尋ねたところ、父親は稲を植えるとは言っていないとのことでありました。父親に代理人の●●事務所へ確認をしてくださいと話をしました。その後事務局へ書類の訂正に来られたようです。

今回の申請につきましては、地区ごとの決まりごとなどがあります。地域の決まりを守っていただければならないことの話もさせていただきました。申請人が農地を取得することについては、地元としては、何ら問題はありません。

今回の件について、私は農業委員会を軽視しているとは思えません。この件につきましては、農業委員会として対応をしていただくようお願いしたい。

よろしくお願いいたします。

(農地担当)

9番委員の説明にもありましたように、主に秦地区で営農をされています。その関係で、12番委員にも調査をしていただいていますので、報告をお願いいたします。

(12番委員)

12月29日に、農地利用最適化推進委員の小橋委員と調査を行いました。申請人の父親と園地の調査をしました。父親から野菜などを作りたいとお聞きしています。秦については、イチゴのハウス栽培はきちんと行われています。

特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

申請人が下倉地区でありますので、10番委員から報告をお願いいたします。

(10委員)

9番委員からの報告にもありましたように、申請書というものは確実にしておかないと、不信感を抱くということでは困ります。この件だけではなく、さまざまな書類は、きちんとしていただきたいと思います。

今回のことは、受け人の方にも伝えております。農業委員会が総会で許可をする。そのようなことを踏まえて、きちんとした書類を●●事務所もそうですが、書類に関しては、きちんとした書類を残しておかないと、大変なことになるのではなかろうかと心配をしております。

そして、受け人の方については、ブドウを作って7年、父親は16年にわたりイチゴの栽培をしております。その中で、地元のおきましては、小作に出しています。イチゴを中心として栽培をしております。久代の件は、親にも確認をしました。イチゴを作る予定にしています。そのようなことをきちんと決めて、やっていただきたいと伝えております。

次に、話にありましたように、電話が繋がらなかったのは、下倉が水害になって、受け人の家は、天井まで水に浸かって、固定電話は使えなかったのではないかなと思います。私は、農地利用最適化推進委員の高上委員と一緒に携帯電話を聞いて、携帯電話での対応、現地調査ということでやっていますが、本人自身は一生懸命やって、県でも評価されているイチゴ作りをしております。息子も一生懸命されておりますし、下倉には帰れないという感じで、農地法第3条で野菜を作るんだ、イチゴを作るんだということを決めていただきたいということで、イチゴを作りますということで、予定をしておりますし、力強い言葉をいただいております。私も9番委員が言われたとおり、きちんとした書類、意見調整、情報交換をしていただいて、きちんとしたお答えができるようにやって行きたいと思っております。

そのようなことで、息子も父親に習ってイチゴを作るんだ。県知事も認めているようなかたちでのイチゴ作りをやっています。

よろしくご審議をしていただきたいと思います。

(農地担当)

農地の担当地区であります、浅野推進委員から補足をお願いいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおりであります。

よろしくお願いいたします。

(農地担当)

秦地区の担当であります、小橋委員からお願いをいたします。

(小橋委員)

書類等の説明がありましたけれど、父親の●●さんは、秦地区ではイチゴを一生懸命されてお

ます。信頼もあります。多分、今回の手続きは災害のこともあつてのことだと思ひます。うまく情報が伝わってゐなかつたのではないかと思ひます。親子でイチゴ作りということでありまふので、よろしくお願ひをいたします。

(農地担当)

下倉地区の担当でありまふ、高上委員からお願ひをいたします。

(高上委員)

親子で一生懸命にイチゴを作つておられます。

よろしくお願ひをいたします。

(農地担当)

事務局から補足がありまふたら、お願ひをいたします。

(主査)

9番委員が言われたように、申請書類の内容に違ふところが多数ありまふて、すぐに事務局としても●●事務所と話をしまふた。代理人として申請業務をするのであれば申請人の意思等を調査したうえで申請するように強く指導をしております。

今後につきまふても、事務局での受付時には、今まで以上に申請人、代理人へ確認をしていきたいと思ひております。

今回の申請につきまふては、ご迷惑をお掛けいたしまふて申し訳ありませんでした。

(農地担当)

この件につきまふて、ご質疑、ご意見等はございませぬでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

52番を許可することにご異議ありませぬか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、52番は許可されまふた。

【受付番号53番】

(農地担当)

続きまふて、53番、岡谷の件につきまふて、地元委員の説明をお願ひいたします。

(14番委員)

今回の申請につきまふては、渡し人につきまふては、約2年前にご主人が亡くなられまふた。本

人も勤めをされておられます。この関係から農業ができないような状態であります。今回、この農地については、6ページの56番で●●さんが家を建てるということで、一部を購入したいということで、残った農地についても購入してもらいたいという話があったものです。しかし、●●さんは農業をしていないことから、農地が取得できないということで、●●さんの親戚になる今回の受け人に購入していただくという話になったようです。受け人の方は、現在、約6反で農業をされておられまして、農機具等も所有されていて、40年近く農業をされておられますので、農地の購入につきましては、何ら問題ないと思います。

(農地担当)

地元の風早委員から報告をお願いいたします。

(風早委員)

この件につきまして、14番委員から報告のありましたように、現在の状態のままですと、いずれ農地が荒れて困ります。受け人の方が農地を取得され、今後、耕作をしてもらえば、地元としては問題ありません、

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

53番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、53番は許可されました。

以上で、議案第1号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号15番】

(農地担当)

それでは、4ページ、15番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

1月7日の13時から、会長、11番委員、風早推進委員、若林推進委員、事務局職員と私で現地調査を行いました。

宿の件につきましては、東が田、西が道路、南が田、北が宅地でありました。

現地は、砂利で整地されパイプ車庫が1棟、2トン積のコンテナ、農機具がありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

申請人の倉庫が元々は別の所にあったのですが、昨年の大雨での山崩れにより倉庫が被害を受けました。その農機具や資材等を置く場所として、今回の申請になったものであります。申請地の南側は、田になっております。北側は宅地、東側は申請人の宅地、西側が市道ということであります。用水につきましては、南側の田を通し田として申請地の途中に地下配管を通して北側水路に流す計画であります。排水につきましては、雨水は地下に浸透及び北側水路へ流れるように傾斜を付けていますので問題ありません。また、北側の宅地に対しては、ハウス、コンテナ等をこの場所に設置するということ、高さが低いことから問題ありません。土砂の流出等につきましては、南側の田に対しては、盛土を境界より控えていることから問題ありません。西側については、道路と同じ高さにするということ、北側は水路に対して盛土を控えていますので土砂の流出については問題ないと思います。

地元としては、周辺の農地への影響がないこと。また、災害により農機具等を置く場所がないことから、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

今回の申請地ですが、既に災害によりコンテナ等を置いていることなどから、始末書が提出されております。

農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により、総社市が定める農業振

興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということで、農用地となります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、15番は許可されました。

【受付番号16番】

(農地担当)

それでは、16番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、東が水路を隔てて道路、西が宅地と田、南が道路、北も水路を隔てて道路であります。現状は、既に土が入っており整地済でありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

申請地については、用水路が通っていますが、外は道路と自宅、自宅の畑に囲まれている土地であります。周辺状況については、現地調査の報告のとおりであります。用水に関しては、近隣農地への影響はありません。排水については、申請地内に排水路と沈殿柵を設けて用水路に接続して土砂等が流出しないようにしています。特に排水については、北側道路の雨水が畑に流れ込むのですが、それを主に用水の方へ流れるように設けている状態であります。日照、通風については、用途

が露天駐車場及び自宅倉庫への搬入、搬出路として使用するために建物は建てない計画であります。日照、通風には影響はありません。土砂の流出についても境界部分にコンクリート土留を設けていますので、流出は心配ありません。

総合判断として、用水、排水、日照、通風、土砂流出のそれぞれについて、配慮がなされております。特に問題はないと思います。実際には、申請前からの工事で完了をしておりますが、周辺農地からの影響は聞いておりません。

以上です。

審議の程、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

6番委員の報告にもありましたように、既に造成しており始末書も提出されております。

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、16番は許可されました。

【受付番号17番】

(農地担当)

それでは、17番、中尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9 番委員)

この件につきましては、墓地ということで、約 200 平方メートルの畑に 19 平方メートルということでもあります。東西南北が所有する畑が残るということ、現状は畑として管理をされてきました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10 番委員)

9 番委員の報告にもありましたように、墓地の申請ということですが、これは7月の豪雨で、現在の墓地が崩れたことから、家の近くに墓地を設置しようとするものであります。現場は、東側、西側が水路と道路、南が水路と道路、北が自作地の畑になっております。用水に関しては、周辺が畑のため支障ありません。排水は自然排水で周りの水路には支障がありません。日照、通風につきましては、墓地なので支障はありません。土砂の流出等については、境界部分にコンクリートブロックで対応するので、他には影響がないようにしています。地域の方々から理解を得られており、農地転用についても問題ありません。

以上です。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

17 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、17番は許可されました。

【受付番号18番】

(農地担当)

それでは、18番、福谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、墓地と通路ということであります。

現況といたしまして、東側は水路があつて畑、西は申請地の残りの畑、南は水路、北は道路になっています。申請地はきれいに管理されています。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員)

現地は、9番委員の報告のとおりであります。

この案件も7月の豪雨で墓地が埋まったことにより、墓地を移設するための申請であります。農地転用することによる周辺農地への影響であります。申請地からの土砂の流出等につきましては、ブロック壁を設置することにより土砂等が流出しないようにしています。日照、通風についても墓地であることから影響はありません。用水、排水につきましても影響はありません。

以上です。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

秦地区担当の小橋委員からお願いをいたします。

(小橋委員)

今回の申請につきましては、申請地から200メートル程度離れた所に共同墓地がありました。その墓地が、幅20メートル、高さ30メートルほど崩れて墓石がすべて流されました。よって、今回の申請になったものであります。

今回の申請につきましては、12番委員の報告にもありましたように、周辺農地への影響はないものと思います。

よろしくをお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

18番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、18番は許可されました。

以上で、議案第2号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号54番】

(農地担当)

それでは、6ページ、54番、久米の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、●●●●●●ということであります。

東は田、西は宅地、南は道路、北は宅地ということであります。現地は草が少し生えていました。以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請地は、現地調査の報告のとおりであります。

この土地は、現地調査の報告にもありましたように道に面しておりまして、そこへ●●●●●●を建てる目的で、今回の申請に至ったものであります。

地元の推進委員から特に問題ないと聞いております。

(農地担当)

それでは、この地区担当の農地利用最適化推進委員の伊丹委員からお願いいたします。

(伊丹委員)

4番委員からの報告にもありましたが、●●●を独立するというので今回の申請になったものであります。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、特に影響はないものと考えております。

地元としては、問題はありませぬので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、54番は許可されました。

【受付番号55番】

(農地担当)

続きまして、55番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、東側が水路を隔てて道路、西側が畑、南側も畑、北側が畦道があって水路、宅地であります。現状は草が少し生えていました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

受け人は、昨年7月の豪雨により被災された方です。現在、みなし仮設住宅で生活をされています。将来のことを考えて、申請地に住居を構え新生活をスタートするため、今回の申請に至ったものであります。渡し人の所有する1反の畑を分筆した一部を転用しようとするものであります。周囲につきましても現地調査の報告にもありましたが、渡し人の畑があるのみであります。したがって、周辺農地への影響はないものと考えております。

地元の推進委員であります、宮崎委員からも問題ないと聞いております。私も問題ないと判断をしています。

以上であります。

(農地担当)

それでは、農地利用最適化推進委員の宮崎委員からお願いいたします。

(宮崎委員)

4番委員の報告のとおり、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと考えます。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、55番は許可されました。

【受付番号56番】

(農地担当)

続きまして、56番、岡谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、東側が申請地の残りの田、西側が道路、南側も申請地の残りの田、北側は水路があって道路になっております。現状は、よく管理されておりました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

現地調査の報告のとおり、北側が水路を挟んだ市道、西側も市道、東側と西側は親戚が購入する農地であります。

今回の申請につきましては、受け人の方は、●●●を営んでおりますが、現在、住んでおられる家につきましては、息子に譲って受け人が新たに家を建てる申請になります。建てる家につきましては、平屋を建てる予定であります。雨水については、敷地内に柵を設けて北側水路へ排水をします。生活用水については下水へ流す計画であります。平屋建てでありますので、日照等につきましては、問題はないと思います。

以上であります。

ご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この地区担当の農地利用最適化推進委員の風早委員からお願いいたします。
(風早委員)

14番委員の報告のとおりであり、私から付け加えることはありません。
以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

56番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、56番は許可されました。

【受付番号58番】

(農地担当)

続きまして、58番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、東側が申請地の残りの田、西側が田、南側が道路、北側も申請地の残りの田であります。現状は、50センチ程度の草が生えていました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

申請地につきましては、12月25日に推進委員の林委員に現地確認をしていただきました。その後にも私も現地確認をいたしました。

現状といたしましては、東側が自己所有田の奥へ通じる進入路及び農道になります。西側が水稲作付け田、南側が市道及び用水路、北側は分筆はされていますが、自己の所有田、用水につきましては、隣地の水田の取水、排水は問題ないと考えます。排水につきましては、合併浄化槽から市道の上の用水へ排水、これは1枚東側の水田側に北側に用水が通っていて、この田の部分から道路南側に水路が代わった状態になっているので、東側の用水に排水するようになります。日照、通風につきましては、南北と市道の高低差は1メートル程度ありますが、南の市道レベルより少し上げるだけなので、問題ないと思います。土砂の流出等は三方向をコンクリートで囲むため問題ありません。総合判断としましては、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと考えております。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この地区担当の農地利用最適化推進委員の林委員からお願いいたします。

(林委員)

11番委員の報告のとおり、何ら問題はありません。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

58番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、58番は許可されました。

【受付番号59番】

(農地担当)

続きまして、59番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、東側が道路、西、南、北側が申請地の残りの田んぼであります。現状は、草が生えておりまして、現地調査時に草刈りをしていました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

添付の図面を見ていただければと思います。

●●●番●というのが、私の記憶では1年程前に宅地として申請があったように思います。その南側に今回の申請地があります。申請地の状況ですが、現地調査の報告のとおりであります。用水については、周辺農地への影響はありません。生活排水は合併浄化槽によって東側の道路側溝に排水するようになっていきます。雨水は沈殿柵を設けて排水するようにしています。予定建築物は、木造2階建てではありますが、日照通風につきましては、農地への影響は極力支障のないように留意するとしています。隣接地との境界部分にブロックを設けて土砂流出を防ぐということにもなっています。

総合判断として、近隣農地への用水路へ影響はなく、排水、日照、通風、土砂の流出など、それぞれに配慮されています。特に問題ないと判断しています。

審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

59番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、59番は許可されました。

【受付番号57番】

(農地担当)

続きまして、57番、清音古地の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

57番の件につきましては、7月の豪雨の時に伯備線の古地地内で山崩れがありまして、その復旧工事のために工事車両の進入、資材の仮置場として使用しようとするものであります。現地は、東側が水路、西側が道路、南は田、北側は●●●●があります。現状といたしましては、稲刈りをした後の株が残ったままであります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

現地調査の報告のとおりでありまして、被害防除計画等から判断しまして、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により、総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農

地ということで、農用地となります。例外許可規定ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないということになります。転用期間ですが、平成31年1月10日から平成33年3月31日までとなっております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

57番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、57番は許可されました。

以上で、議案第3号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第4号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

次に議案第4号、農用地利用集積計画について議題とします。

審議に入る前に、農用地利用集積計画の決定にあたって利害関係を有する委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、退出をお願いしたいと思います。

利害関係人の委員の方は、農地利用最適化推進委員の渡邊委員であります。

退出をお願いいたします。

【渡邊委員 退室】

(農地担当)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第4号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当)

今回の集積計画につきましては、岡山県農林漁業担い手育成財団から担い手へ所有権を移転するもの、また、農地の出し手から岡山県農林漁業担い手育成財団へ所有権を移転しようとするものがあります。

この件につきまして、何か質問等ありましたらお願いいたします。

(農地担当)

いかがでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第4号の農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、原案のとおり決定されました。

それでは、入室するようお願いいたします。

【渡邊委員 入室】

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

【報告第1号 農地法第3条の規定による農地等の利用状況の報告について】

(農地担当)

報告第1号、農地法第3条の規定による農地等の利用状況の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第1号 報告書について朗読】

【報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第2号，農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について，事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第2号 報告書について朗読】

【報告第3号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に，報告第3号，農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第3号 報告書について朗読】

【報告第4号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に，報告第4号，農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第4号 報告書について朗読】

【報告第5号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第5号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第5号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

26ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものいたします。

開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することいたします。

本日の許可件数は、第3条関係が4件、第4条関係も4件、第5条関係が6件でありました。

また、農用地利用集積計画につきましては原案のとおり農業委員会として決定いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

私から、総社市優良農業者表彰守谷基金による優良農業者候補者の推薦について報告します。

平成30年11月27日付けで、総社市長から推薦依頼があり、委員の皆様にご覧いただき12月21日までに推薦をお願いしておりましたが、推薦はありませんでした。

したがって、農業委員会からの推薦はなしということで、回答してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、推薦者なしということで回答をいたします。

次に、委員の皆様から、その他として報告等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務連絡】

(主査)

【農地パトロールで再生不能と判断された農地の判定方法等について】

(主事)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、閉会にあたり会長代理より挨拶をお願いします。

(会長代理)

今年になりまして、初めての総会ということでありがとうございました。

朝晩の冷え込みは厳しく、氷点下になる日もあります。

風邪などをひかないようにお体に気を付けて、農作業等に励んでいただきたいと思います。

本日は、ご苦労様でした。

閉会 午後2時41分